

第 6585 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 12月 17日 木曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 棚卸資産の取得価額に算入不要の費用

Q：棚卸資産の取得価額に算入しなくてよい費用があると聞きました。どのような費用ですか？

A：次のような費用が対象になります。

【解説】

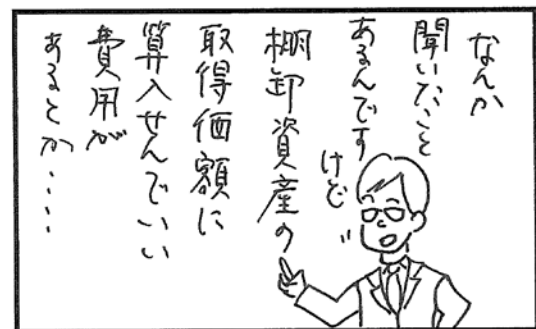
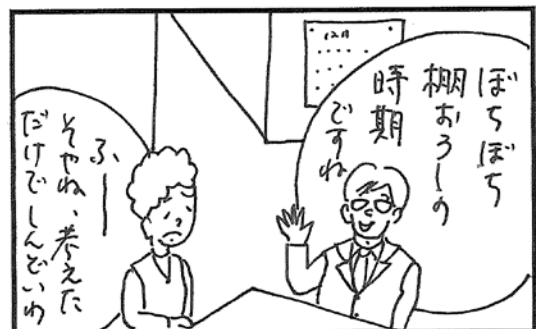
棚卸資産の取得価額は、原則として、資産の購入代価にその資産を消費し又は販売の用に供するために直接要した費用の額を加えた額とされており、引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他その資産の購入のために要した費用がある場合は、その費用の額を加算した金額とされています。

ただし、次の費用については、少額である場合には、その取得価額に算入しないことができることとなっています。

- ① 買入事務、検収、整理、選別、手入れ等に要した費用の額
- ② 販売所等から販売所等へ移管するために要した運賃、荷造費等の費用の額
- ③ 特別の時期に販売するなどのため、長期にわたって保管するために要した費用の額

この場合の少額とは、その棚卸資産の購入代価のおおむね3%以内の金額とされており、その判定については、事業年度ごとに、かつ、種類等を同じくする棚卸資産ごとに判定することができることとなっています。

また、棚卸資産を保管するために要した費用(保険料を含む)のうち③以外のものも取得価額に算入しないことができることとなっています。



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】